

番号	物価高騰への支援の拡充について
項目	今般の物価高騰は、福祉サービスを必要とする生活に困窮する方々の暮らしはもとより、社会福祉法人・福祉施設等にも大きな影響を及ぼしております。 水道光熱費や燃料費等の負担が上昇しており、こどもの命と生活を支える事業の継続をすることが困難な状況となっています。福祉施設は、国が定める公的価格により経営するものであり、経営努力のみで対応し続けることは困難です。安心・安全かつ質の高い支援を継続するため、物価高騰への支援の拡充を検討いただきたい。
(回答) 本市では、物価高騰の影響が長期化している中、社会福祉施設等がその影響を強く受けている状況を踏まえ、社会福祉施設等の負担軽減を図り、安定的な事業継続を支援することを目的として、令和5年10月に「大阪市児童福祉施設等物価高騰対応支援金」として、財政支援策を実施したところです。 今後も引き続き、物価の変動や、国や大阪府の動向を注視してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	人材確保支援を含む、職員処遇改善について
項目	社会的養護の施設を対象とした、大阪市が保育所等を対象として独自で実施している「新規採用保育士特別給付補助金」、「保育士宿舍借り上げ支援事業補助金」等に見合うような、人材確保支援を含む、職員処遇改善補助金の検討を求める。 社会的養護の施設においても保育所等と同様に人材不足が深刻化しており、職員確保が困難となっている状況は同様である為、是非検討いただきたい。
(回答) 平成 29 年度より、児童養護施設等においても、処遇改善費については措置費に盛り込まれ、夜間を含む業務内容や、職務分野別のリーダー的業務内容等を評価する処遇改善を行っており、施設の判断により必要に応じて加算額を加算対象職員以外にも配分することができる制度となっております。施設の小規模化・地域分散化等の推進に伴い、児童養護施設等における職員の人材不足の深刻化が見込まれる中、一定の処遇改善が図られたものの不十分であるため、更なる措置費の引き上げや、保育施設の保育士宿舍借り上げ支援事業等のような人材確保支援策等を国に求めてまいります。 なお、施設の小規模化・地域分散化を推進するにあたり、施設職員の人材確保は喫緊の課題であると認識しており、本市としても職員の離職防止や定着支援等について検討してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356

番号	乳児院からの要望事項 1. (1) (2) (3) (4) (5) (6)
項目	(1) 子ども1人に対して、最低でも3人の職員配置をされたい。 ・不安定な環境の中で出産した乳幼児（未受診、自宅分娩など）は、その成長過程で心身に少なからぬ影響を及ぼすため、より一層の支援の充実のため職員配置基準の改善と夜勤体制の充実を確保するためにも職員配置を改善されたい。 ・上記職員配置改善に、国としてすでに予算化されている「指導員等を目指す者」及び「夜間等の補助職員」の職員配置を早急に予算化し提示されたい。 (2) 障害児への手厚い支援のための加算の充実と担当職員の配置をされたい。 ・障害のある子どもひとりに対し職員ひとりの配置とし、さらに理学療法士・言語療法士・作業療法士・心理職等の補助単価のアップをされたい。 (3) 低出生体重児への支援を充実されたい。 ・「乳児院病虚弱等児童加算費」の適用拡大、また事故防止徹底のための機器（乳幼児体動モニターとPCの連動システム・一般医療機器クラスⅠ）は欠かせないものであり、最新機器への導入費用も含め、全額補助とされたい。 (4) 乳幼児の予防接種は、インフルエンザ・新型コロナウイルス等すべて対象とされたい。 (5) 地域小規模化かつ分散化、高機能・多機能化など一部示されていますが、まだ事業内容で示されていないものもあり、特に運営や職員配置等の根拠を明確に示されたい。また、地域小規模かつ分散化について、児童養護施設と同様に、乳児院についても、分園化を事業化されたい。また、危機管理の観点から夜勤体制が常時2名となるよう配置されたい。 (6) 医療機関への通院等に係る職員交通費の補助をされたい。
	(回答) (1) 職員配置の充実につきまして、乳児院という特性上、入所児童の夜間における体調の急変や、24時間一時保護委託の受入等が発生していることは認識しているところです。本市としましては、施設の小規模化に伴い、夜間の勤務体制の確保が困難な状況からますます重くなっている職員の負担を軽減するため、国に対し、他の指定都市等と連携しながら、職員配置基準の改善について要望してまいります。 指導員等の補助者の配置に関しましては、国の児童養護施設等体制強化事業における財源を活用し、本市の児童養護施設等入所児（者）処遇向上援護費の事業実施を行っております。夜間等の補助職員につきましては、夜間に勤務する職員の負担が重く、勤務体制の確保も困難である状況を認識しており、検討を重ねてまいります。

(2)

障がい認定された入所児に対する「障がい児加算」につきましては、障がいに適切に対応できる処遇水準の確保と、施設の負担軽減を図るため、新たな加算制度の創設等が必要であると認識しており、他の指定都市等と連携しながら国に対して引き続き要望してまいります。

また、入所児に対して専門的な療育を行う理学療法士等の専門職員配置については、児童養護施設等入所児（者）処遇改善援護費における専門的援助強化事業において一定の経費支援が行われることになっております。

(3)

低出生体重児を含め医療的ケアが必要な児童に対する支援について、より一層の充実が必要であると認識し、乳児院病虚弱児等加算の対象児童の要件緩和について、国に要望してまいります。また、医療機器（備品）の導入に係る費用についての補助については、国の状況等を注視していきたいと考えています。

(4)

予防接種費用については、予防接種法に規定する A 類疾病を予防するための予防接種等にかかる経費が措置費支弁されており、その対象について、RS ウイルス感染症や流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）が加わり拡大されてきているところではありますが、すべての接種を対象とすることについては、国の状況等を注視していきたいと考えています。

(5)

本市では、大阪市社会的養育推進計画に基づき、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化を進めることとしており、乳児院においては国の示す「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、「できる限り良好な家庭的養育環境」を目指すこととなります。施設の運営や職員配置等については現行の措置費制度に基づき運営頂くこととなりますが、措置費制度が今後どのように変更されるか不明な部分もあるため国から示される内容については速やかにお知らせいたします。

分園制度について、分園型小規模グループケア加算は「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について（平成 17 年 3 月 30 日 雇児発第 0330008 号）」にて乳児院は児童養護施設と同様に加算制度があります。一方で地域小規模児童養護施設と同等の制度は乳児院において存在しないため「地域小規模乳児院の事業化」については措置費制度において議論されるべき事項であると考えております。

夜間勤務体制の確保及び維持については、施設養育のユニット化が進展する中で各施設においてご負担があるものと認識しております。今後施設の小規模化・地域分散化を推進するためには夜間勤務体制の充実が大きな課題であると本市でも認識しており、今後検討を重ねてまいります。

(6)

医療機関への通院に係る職員交通費の補助につきましては、近年、虐待等不適切な養育に

より、発達未熟、障がい、アレルギー等が見られ、通院のニーズが増えていると認識しております。より一層の充実が必要と考え、通院等にかかる経費の財政措置について、他の指定都市等や国の状況をふまえ、対応について検討してまいります。

担当

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課
電話：06-6208-8356

番号	乳児院からの要望事項 2. (1) (2) (4)
項目	(1) 安心して対応できるよう一時保護委託費を充実されたい。 ・大阪市内において緊急一時保護の乳幼児も増加しています。そのため空床の一時保護委託児への加算の充実と一時保護専用室を設ける「一時保護実施特別加算費」は、敷地内やいわゆる外だしであっても、最低でも職員配置基本部分（利用人数6人）2.5人と地域分散化加算3人までの配置とし、さらに、常時2人体制の夜勤が可能となるように職員の配置をされたい。 (2) 一時保護委託児童をユニット加算の対象にされたい。 (4) 病虚弱児加算の適用を拡充されたい。 ・複数のアレルギーのある乳幼児に常時処置する必要がある場合がある。しかし、アナフィラシキーを起こさないよう職員が付ききりでみなければならぬ子どもなどに対しても加算（特例として）の対象とされたい。 ・理学療法士を加配していなくても、リハビリに通所し医師や理学療法士の指導の下、看護師・保育士が訓練をしている時間を点数に反映されたい。
(回答) (1) 一時保護専用施設の職員配置基準は、国の「一時保護実施特別加算費実施要綱」により、専任の児童指導員等2名及び管理宿直等職員の3名体制となっていますが、一時保護委託の件数が増加している現状をふまえ、加算制度の充実を国に対して要望してまいります。 (2) 乳児院における小規模グループケア加算について、現状、小規模グループケア全体で対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が3人を下回る場合は加算が認められないことは本市も認識しているところであり、今後も国の動向等を注視してまいりたいと考えています。 (4) 現状、アレルギー単体で乳児院病虚弱等児童加算の対象とすることや、理学療法士を加配していなくても、リハビリに通所し医師や理学療法士の指導の下、看護師・保育士が訓練をしている時間を点数に反映されることは困難であり、乳児院病虚弱等児童加算が実態に即したものとなるよう、加算の対象児童の要件緩和について国に対して要望してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356

番号	乳児院からの要望事項 2. (3)
項目	(3) 一時保護委託前の検診を徹底されたい。
	(3) 一時保護委託時には、乳幼児の健康上の安全の確保が重要であることから、児童の発達・発育状況、アレルギー情報の収集など健康面の配慮すべき事項を保護者や各関係機関から聴取し、その情報を速やかに共有するように努めています。 また、委託前健診については、 ① センター開庁時は、受診を徹底しています。 ② 病院退院後一時保護委託する場合は、病院から受領したサマリー等を引き継ぎ、安全に過ごせるよう配慮を行っています。 ③ 職権保護等により在宅から一時保護委託を行う場合は、原則センター診療所や一般診療所で健診を行った後、委託しています。 今後も委託先である乳児院と情報を共有しながら、対応してまいります。
担当	こども青少年局 中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	乳児院からの要望事項 3. (1)
項目	(1) 里親支援事業の充実について ・ 「里親委託等推進委員会」での成果や課題、今後も関係機関との連携のあり方や効果的な手法の検討をお願いします。
(回答) 本市では、令和4年度から「大阪市里親委託等推進委員会」の運営をフォスタリング機関に委託して実施しています。本委員会は年2回開催し、里親委託推進のために、里親制度の普及啓発や里親支援のあり方等について、意見交換し、助言をいただいています。 今後も、更なる委託推進に向けて、関係機関との連携による養育支援のあり方や効果的な普及啓発の手法について検討してまいります。	
担当	こども青少年局 中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	乳児院からの要望事項 4. (1) (2)
項目	(1) 「市町村担当専門相談員」(仮称)の配置をされたい。 (2) レスパイト・ショートステイの利用について、延べ人数を暫定定員計算に導入し利用料金の補助をされたい。
(回答) (1) 本市としましては、在宅家庭における虐待予防や施設退所後のアフターケア等における市区町村と施設との連携は重要であると認識しています。引き続き国の動向および他の指定都市等の状況等を注視し検討を重ねてまいります。 (2) 施設における暫定定員計算における一時保護委託児童については平成 30 年度から一定の配慮がされることになりました。レスパイトケアやショートステイについても施設における受け入れ枠を圧迫する要因であることは認識しており、国や他の指定都市等の状況を注視し検討を重ねてまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356

番号	乳児院からの要望事項 4. (3)
項目	(3) ショートステイの利用される保護者において、対応困難なケースについては、区やセンターからの依頼とされたい。
(回答) 子どものショートステイ事業につきましては、本市が社会福祉法人と業務委託契約を締結し、各児童福祉施設において事業を実施しております。 委託業務の内容といたしまして、「利用を希望する保護者に対し適宜面談等を行い、保護者から提出された利用申請書を大阪市担当者へ提出すること」となっています。 これは各施設の状況により、受入れが可能どうかを判断するためであり、区やセンターからの依頼となると受入れが前提での対応となり、各施設において更なる負担が発生する可能性がございます。 しかしながら、対応困難なケースにおきましては種々の課題があることは認識していることから、他の指定都市等の状況を注視し、検討を重ねてまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課 電話：06-6208-8112

番号	乳児院からの要望事項							
号	4. (4)							
項目	(4) 保育所など訪問支援の活用の現状について示されたい。							
(回答) 保育所等訪問支援事業は、児童福祉法に基づく障がい児通所支援であり、保育所や乳児院・児童養護施設など、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う事業です。 本市における令和3年度から令和5年度の保育所等訪問支援事業の利用実績は以下の通りです。 <table><tr><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>509 人／月</td><td>745 人／月</td><td>1, 042 人／月</td></tr></table>			令和3年度	令和4年度	令和5年度	509 人／月	745 人／月	1, 042 人／月
令和3年度	令和4年度	令和5年度						
509 人／月	745 人／月	1, 042 人／月						
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8015							

番号	乳児院からの要望事項 5. (1)
項目	(1) 感染児童において高熱発生などの急性期時においては医療機関での対応をお願いしたい。又一時保護受け入れ後に発症や症状が出た場合は受け入れ先の医療機関の確保をお願いしたい。
(回答) 一時保護を要する乳児が新型コロナウイルス感染症に感染して高熱等の症状がある場合、こども相談センターにおいて医療機関を受診させ、必要な治療や薬の処方、対応についての助言を受けたうえで、受入れについて相談をさせていただきます。また、乳児院で一時保護委託を受けていただいた乳児が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、状況に応じて医療機関の受診について調整、対応いたします。	
担当	こども青少年局 中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	児童養護施設からの要望事項 1. 1)
項目	1) ウクライナ情勢・新型コロナ感染・円安等が原因とされる近年の物価高騰は第一種社会福祉事業を運営する法人や施設にとって打撃が大きく措置費の増額も少なく、また国の電気ガス価格激変緩和対策事業がなくなり、ガス電気価格の大幅値上げは必至で、昨年同様、大阪市の地方創生臨時交付金における重点交付金対象事業として継続していただきたい。また高騰における給付金も非課税世帯への給付方法ではなく施設利用者に関しては負担している施設への給付に出来ないでしょうか？ (回答) 本市では、物価高騰の影響が長期化している中、社会福祉施設等がその影響を強く受けている状況を踏まえ、社会福祉施設等の負担軽減を図り、安定的な事業継続を支援することを目的として、令和5年10月に「大阪市児童福祉施設等物価高騰対応支援金」として、財政支援策を実施したところです。 また、児童養護施設等では、令和6年5月には児童入所措置費の単価改訂が行われ、前年度から+3.4%の改定となっております。 長期化する物価高騰が各施設に与える影響を的確に把握し、国の動きも注視しながら必要に応じて措置費の適切な単価改定を求めてまいります。
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	児童養護施設からの要望事項 2.
項目	現在、高校生の塾代として上限月額20,000円～25,000円の補助金給付ですが、高校生の塾代は年間約50万～70万円(週3回～5回程度通塾)夏季や冬季に開催される特別講座は20万程度必要で、また大手有名塾だと合わせると100万円以上の経費がかかります。現状、高校生が通塾すると殆どの施設がその差額を支払っており場合によっては倍以上の負担を背負います。ここ数年、大阪市児童福祉施設連盟の中学生3年生の進学率は100%近くに達しており、高校3年生においても40%以上の進学実績があり今後も増える見込みです。ぜひ大阪市の単一助成で補助金の増額検討をお願いします。
	(回答) 現状、高校生の塾代に対して、措置費の支弁が不足しているケースがあることやその不足分を施設が持ち出していることは認識しており、こどもが将来の自立に向けて必要な力を身に付ける機会を確保するため、上限のない実費額の支弁について、引き続き国に対して要望してまいります。
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356

番号	児童養護施設からの要望事項 3.
項目	保育所職員と社会的養護が必要な児童施設の職員では、採用求人の手段として1年間とはいえ保育所職員には住宅の家賃補助があり、また大阪市は4年間就職のお祝金及び勤続継続のお祝金が給付され（大阪市新規採用保育士特別給付補助金制度）、社会的養護の職員には支給されません。また、他にもウェルカム採用補助金事業など保育所職員のみ適応する補助金事業が数多くあり、大阪市の単一助成でもありますし、ぜひ同等の対応していただけるようにご検討ください。 （回答） 保育所職員と社会的養護が必要な児童施設の職員とでは、支援事業に差があることで職員採用において不利になっていることは認識していることから、国に対し、保育所への保育士宿舍借り上げ支援事業等のような支援策の創設を求めていくとともに、他の指定都市等の状況を注視し検討を重ねてまいります。
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356

番号	児童養護施設からの要望事項 4. (1) (2)
項目	(1) 大阪市内にある助松寮（泉大津市）、長谷川羽曳野学園（柏原市）、弘済みらい園、のぞみ園（吹田市）の4施設に於いては地域間格差による経営上のハンデを抱えています。措置費保護単価の設定に於いて助松寮に至っては、大阪市内の施設の半額以下の金額設定となり、各部会・委員会、研修等の開催地は殆どが大阪市内で行われ、その際にかかる出張交通費、人件費等の支出は大阪市内の施設と比べ多額の出費となっています。 《地域区分》（比較例） ・大阪市内の施設 ⇒ 16 / 100 ・弘済みらい園、のぞみ園（吹田市）⇒ 12 / 100 ・長谷川羽曳野学園（柏原市）⇒ 10 / 100 ・助松寮（泉大津市）⇒ 6 / 100 今後の小規模化や施設の高機能化・多機能化等への転換や施設の建物の老朽化による修繕や建て替え費用等を考える時、運営上の経費の圧迫状況が更なるハンデとなってくる。依って大阪市内の施設同様の扱いをして頂きたく、地域区分の格差是正をお願いします。 (2) 地域基準の数値については、国と自治体もしくは国が決定されるかと思われますがどのような理由で決められているのでしょうか？（人口 人口密度 路線価格等？） ※ 昨年の回答は確認しておりますが、大阪府 堺市と共に国に確認し見直しすることは出来ませんでしょうか
	(回答) (1) 市外にある市管施設については、各会議や研修等の参加にかかる大阪市内への出張交通費が多くなることは理解しているところですが、措置費については、施設種別や定員、地域区分等によって算定されているところです。地域区分は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則に規定されているものと同一の区分が採用されており、各地域の民間賃金水準や物価等を考慮して、差が設けられております。 なお、令和6年8月8日付人事院勧告におきまして、以下の通り見直しが図られました。

	変更前
大阪市	2 級地（16%）
吹田市	3 級地（12%）
上記以外の大阪府	5 級地（10%）、6 級地（6 %）



	変更後
	2 級地（16%）
	2 級地（16%）
	3 級地（12%）

今後の措置費への反映時期など注視しながら必要な処遇改善の要望を国に対して行ってまいります。

（2）

地域区分は、各地域の民間賃金水準（賃金構造基本統計調査（厚生労働省））や物価等を考慮して設定されており、人事院規則には「十年ごとに見直すのを例とする」とされております。

なお、公務員の給与（地域手当）も当該地域区分により差が設けられており、施設職員もこれに準ずるもの考えられておりますのでご理解をお願いいたします。

担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356
----	--

番号	児童養護施設からの要望事項 5.
項目	発達障害をはじめ何らかの障がいを抱えた子どもたちが、施設から自立するケースが増加傾向にあります。 施設を退所後も継続して支援を受けながら自立した生活を送るため、入所中より「区分認定」「受給者証」「障害年金」「成年後見人」等の様々な申請及び契約の他、「放課後等デイサービス」「グループホーム」「相談支援員」等、先方との渉外を保育士等が担っており、日常業務に対する相当な負荷となっている現状があります。 障がいサービスは複雑な制度になっているため、より専門的な知識を持つ職員のサポートが必要と考えます。家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員のような「障がい支援専門相談員」等の増設を望みます。
(回答) 障がい認定された入所児に対する「障がい児加算」につきましては、障がいに適切に対応できる処遇水準の確保と、施設の負担軽減を図るため、新たな加算制度の創設等が必要であると認識しており、他の指定都市等と連携しながら国に対して要望してまいります。 なお、今年度より障害児等受入体制等強化事業として、障害児等受入調整員の雇用配置に対して補助を実施することとなりました。当事業は、施設において障がい等を有する児童の受入及び支援体制の強化を図るため、障害児等受入調整員を配置し、障がい等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を実施することを目的としていますので、活用をご検討ください。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356

番号	母子生活支援施設からの要望事項 1.		
項目	障がいを抱える母子が、在籍中からヘルパー等の障害福祉サービスの利用ができるよう検討されたい。 ・入所中の母子においては、何らかの障がいを抱えている方が増加している。また、入所後に障害者手帳を取得し、障害施策の活用が望ましい方も多い。 現在、在籍中に使える障害福祉サービスとしては、障害児通所支援、就労支援等限定されている。 ・母子生活支援施設は、入所中から退所後の生活を見据えての支援が根底にあり、退所後の地域生活にスムーズに移行するためにも、在籍中より居宅介護支援、短期入所支援等を活用できることが望ましく、在籍中に支援環境を整備することも退所支援である。 配置可能となった、自立支援担当職員及び障がい児受入対応職員によるコーディネート新たな地域福祉サービスの展開の1つとして捉え、障がい福祉機関と連携した取り組みをより一層深める体制づくりを強く希望する。		
	(回答) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスのうち、居宅介護については、居宅において生活する障がい者等に日常生活上必要な支援を提供するものとなっています。また、短期入所においても、居宅において介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービスとなっており、本市においても原則居宅において生活する障がい者等にご利用いただいているところです。 母子生活支援施設においては、今年度から障がい児受入対応職員を配置した施設に対する扶助費の加算など、各施設が障がい児を受け入れる制度を創設しており、引き続き、母子生活支援施設の入居者が安定した生活を送ることができるよう、引き続き各局連携のもと、必要な支援の提供に努めます。		
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8058 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245		

番号	母子生活支援施設からの要望事項 2.
項目	母子生活支援施設には、家族で生活できる居住空間が既に整備されており、多様な課題を抱える母子家庭を支援してきたノウハウと実績がある。 一時的な利用として、地域の福祉ニーズに柔軟に対応できるよう、弾力的な空き居室の活用を許可されたい。 ・ひとり親家庭等生活向上事業や子育て短期支援事業等の施策実施を検討するにあたり、母子生活支援施設の柔軟な活用を検討頂きたい。 ・法改正の基、各区役所に新たに設置された、こども家庭センターの始動によるニーズに柔軟に対応・連携し地域の子育て世帯の支援に貢献したいと考えている。
(回答) 本市において、ひとり親家庭等生活向上事業のうち「相談支援事業」・「生活支援講習会事業」などは「母子・父子福祉センター 大阪市立愛光会館」の指定管理業務として実施しているところです。また、ひとり親家庭等生活向上事業のうち「ひとり親家庭地域生活支援事業」については、本市では緊急母子一時保護事業として本市管轄の母子生活支援施設に業務を委託し実施しております。 子育て短期支援事業については、国及び本市要綱においても実施施設に母子生活支援施設が明記されており、その施設の性質上子どもを安全に養育・保護することができる体制が整っていると考えられるため、今後、子育て短期支援事業における母子生活支援施設の柔軟な活用を検討してまいります。 母子生活支援施設はソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を有しており、要支援児童や要支援家庭に対する支援において重要な役割を担っていると認識しているところであり、今後本市の事業展開検討において母子生活支援施設の活用について検討してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8058 こども青少年局 子育て支援部 管理課 電話：06-6208-8112

番号	母子生活支援施設からの要望事項 3.
項目	・ 母子生活支援施設は、産前・産後支援、アフターケアを含む地域支援、親子関係再構築支援、の3つの支援を柱として、更なる高機能化・多機能化を進める仕組みを検討している。 ・ 法改正を受けて各区役所に新たに設置された、こども家庭センターとの連携・協働を進めていくため、母子生活支援施設の機能と役割についての理解を深め、またその定着を図り、子育て世帯の家庭・養育環境への支援を確実に提供する仕組みづくりを確立されるよう希望する。
(回答) 本市では従前より各区保健福祉センターが、母子生活支援施設への入所相談・入所決定、退所に至るまでの業務を包括的に担っております。 今回の法改正により新たに設置された、こども家庭センターにおいても、母子生活支援施設の機能と役割を理解し連携されるよう周知に努めます。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8058

番号	障害児入所施設からの要望事項 1.
項目	障がいのある子どもをもつ保護者が安心して産み、育てられるよう、児童発達支援事業の利用者負担額無償化について国へ要望していただくとともに、既は無償化を実現している他市同様に大阪市独自の公的な助成を求めたい。 *中央区、文京区、墨田区、豊島区、足立区、葛飾区、千代田区（R6.4～）は既は無償化実施。他区も追随。
（回答） 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である、との考えのもと、少子化対策の一環として、令和元年10月から国制度における幼児教育の無償化が始まり、3～5歳児を対象に、児童発達支援、障がい児入所支援を含む就学前の障がい児の発達支援の無償化が実施されました。なお、住民税非課税世帯につきましては、国制度における幼児教育無償化の実施によらず、利用者負担月額の上限は0円となっています。 本市においては、どのような家庭状況であっても、等しく、子育てができる環境の整備を推進するため、令和6年9月サービス利用分より、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）の利用者負担額について、国制度における多子軽減の所得制限の撤廃と第2子の利用者負担額の無償化を実施し、0～2歳児の第2子以降の児童発達支援等の利用者負担額を無償化しております。 障がい児通所給付、ならびに障がい児入所給付における利用者負担については、全国共通のものとして定められるべきものと考えており、誰もが安心して子育てができるよう、利用者負担額の無償化について、国へ要望してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話番号：06-6208-8015

番号	障害児入所施設からの要望事項 2.
項目	人工呼吸器を携帯する医療的ケア児へも対象を拡大していただきたい。近年、肢体不自由児ではなく、歩行は可能だが気管切開で人工呼吸器を装着している医療的ケア児が増加している。本制度の規定には、「肢体不自由児であって、公共交通機関により通園することが困難なため自家用車等による通園が特に必要であると市長が認めた場 案」とあるが、人工呼吸器や吸引機など他の物品を携行するために自家用車の使用が必要な場合も対象とされたい。
(回答) 児童発達支援センター通園交通費については、児童発達支援センターへ通園する児童の保護者の負担軽減を図ることを目的として、通園にかかる交通費の支給を行っております。 今後も利用者の実態等をふまえつつ、児童発達支援センターへ通園する児童の保護者の負担軽減につながる事業の実施に取り組んでまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話番号：06-6208-8015

番号	障害児入所施設からの要望事項 3.
項目	大阪市では、障がいのある子もない子も同じ地域で育むインクルーシブ施策を推進されており、各種会議の中でも、近年、地域の保育所、幼稚園等において障がい児の受入れが進んできている、特に医療的ケア児については法律も施行され施策を講じているところと報告されている。しかし、実際には障がいを理由に入園、利用を断られたり、保護者の付添を条件とされたり、大阪市の報告と現場の状況に乖離があるように思われる。看護師や加配職員の配置ができない等、各区によっても対応は様々で、自宅や就労先から遠方の施設を探す保護者もいる。また、重心以外の医療的ケア児や既に児童発達支援を利用している児の受入れを拒まれるケースも多い。そこで、大阪市においては、各区の現状の受入れ状況を把握していただき、医療的ケアを含む、あらゆる障がいを理由とする入園拒否や待機児童の速やかな解消を求めたい。
	(回答) 障がい児の受入れは公立で全箇所であるのに対して、民間保育施設等においては約7割となっています。障がい児（医療的ケア児）の受入れには保育士（看護師）の確保が必要であることから、加配保育士等（医療的ケア児対応看護師等）の人件費助成や、障がい児の受入れに必要な教材・環境備品購入費の助成を行っているところです。また令和6年度より、医療的ケア児対応看護師にかかる人件費助成を、これまでの保育短時間（8時間）対応から保育標準時間（11時間）対応に拡充し、常勤の専任看護師1名での対応としていたところを、複数の看護師による対応を可能とし、また医療的ケア児にかかる災害時の物品購入助成事業を拡充しております。なお、保育所等での障がい児の受入れは年々進んでいますが、いまだ受入れのない施設があることも事実であり、課題であると認識しております。全国的に保育士の確保が困難な状況に加え、特別支援保育のノウハウがないなど、スキル面での課題もあり、発達支援プログラム冊子「できた！わかった！たのしいよ！」の発信や、民間保育所の保育士等を公立保育所に迎え入れ、実践研修を行う「特別支援保育実践交流研修事業」などにより、特別支援保育のノウハウを伝えるとともに、民間保育施設の相談に応じるための特別支援保育巡回指導講師を増員し、ソフト面からの支援も継続して行っているところです。引き続き、障がい児の受入れ促進に取り組んでまいります。
担当	こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9242

番号	障害児入所施設からの要望事項 4.
項目	令和6年度障害福祉サービス報酬改定において、家族支援の中にきょうだいに対する相談・援助も加算の対象とされたが、引き続き、大阪市独自のより積極的かつ柔軟な施策、支援を求めたい。
(回答) 令和6年度障害児福祉サービス等報酬改定に伴い、障害児通所支援及び障害児入所支援の報酬における家族への支援に関する加算が見直し・新設となり、家族支援加算が設けられました。本加算においてはきょうだいへの支援を促進する観点から、きょうだいも相談援助の対象であることが明確化されています。 本市としましては、障害児およびそのきょうだいに必要な支援の確保が図られるよう、制度の運用実態を注視してまいります。	
担当	福祉局 障害児者施策部 障害児支援課 電話番号：06-6208-8015

番号	障害児入所施設からの要望事項 5.
項目	令和6年度障害福祉サービス報酬改定における家族支援の中でオンラインによる相談・援助も対象とされたが、代替支援は含まれず単位も低く設定されている。感染予防の他、入院、家庭環境や引きこもり等、様々な理由で支援に通えない児に対する児童発達支援の代替支援として算定可能なよう、国へ要望していただくとともに大阪市独自の施策を講じていただきたい。
(回答) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時的な取扱いとして、児童の居宅訪問等において、個別支援計画の内容を踏まえ、健康管理や相談支援等のできる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同様のサービスを提供しているものとして報酬の対象とするとお示ししていたものです。本取扱いについては、現時点では終了しております。 児童発達支援や放課後等デイサービスについては通所による支援を前提としていることを踏まえつつ、新たな支援手法としてリモートによる支援を加えること等については、国の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話番号：06-6208-8015

番号	障害児入所施設からの要望事項 6.
項目	保育士の確保のために、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等へ勤務する新規採用保育士特別給付に対する補助事業・保育士宿舍借上げ支援事業等の各種事業が存在する。 求職者の視点で保育所等と児童発達支援を比較した場合に、同じ子どもを対象としているはずなのに、あきらかに就職した時に差が存在することから、児童発達支援も各種事業の対象とするよう要望する。 数年にわたり同要望をお願いしており、国に対し要望するとの回答をいただいているが、大阪市独自の積極的な施策もあわせて求めたい。
	(回答) 児童発達支援事業を含む障がい福祉サービス等の報酬については、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、障がい福祉分野の人材確保のため、処遇改善を行うとともに、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされ、全体で1.12%のプラス改定がなされました。 また、国においては、従来の処遇改善加算を一本化し、令和6年度には2.5%、令和7年度には2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととしつつ、処遇改善の効果について実態を把握することとされております。 児童発達支援事業では、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」により、直接処遇職員として、児童指導員又は保育士のうちいずれかの配置が求められております。また、福祉型・医療型障がい児入所施設においては、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」により、直接処遇職員として児童の数に応じて児童指導員及び保育士の配置がそれぞれ1人以上求められております。またこのほか、施設の態様により嘱託医、看護職員、栄養士、調理員等の従業員の配置が求められており、保育士をはじめとして様々な職種の福祉人材の確保がきわめて重要であることから、引き続き福祉人材の確保に向けた取り組みに努めてまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話番号：06-6208-8015

番号	障害児入所施設からの要望事項 7.
項目	2021年度より福祉型障害児入所施設の職員配置は4対1となったが、虐待によるケアニーズの高い児童の入所増加や自閉症等の発達障害児への個別対応、各学校への送迎や協議など現行の職員配置では不十分である。また夜勤体制になり、日中の人員確保や個別による保護者対応も増加していることから、児童の安心と安全を確保する為に、職員配置を3対1とすることを国に強く要望して頂きたい。更に、職員配置が3対1に改善されるまでは、大阪市独自の加算等の制度創設を重ねてお願いしたい。 (回答) 児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設については、令和3年度より4.3対1から4対1となったところです。 今後も、よりきめ細かな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができる適切な報酬単価への改善等を引き続き国に対して要望してまいります。
担当	福祉局 障害児者施策部 障害児支援課 電話番号：06-6208-8015

番号	障害児入所施設からの要望事項 8.
項目	現在「被虐待受入加算」が算定されており、加算費は対象児童1名につき1ヶ月「40,800円」支給されているが、期限が1年間のみと決められている。しかし、虐待児童の支援は1年間で終わることはなく、心理的な支援や「こころのケア」の受診付き添い、保護者対応など長期間の支援が必要であることから、1年間という期間を3年間に延長してほしいと国に要望していただくとともに、それまでの間については、大阪市独自で何らかの手立てを検討頂きたい。
	(回答) 障がい児入所施設における被虐待児受入加算については、虐待を受けて障がい児施設に入所する児童に対し、よりきめ細かな支援が行えるよう、施設のニーズに応じた一層の支援体制の充実を図り、障がい児の福祉の増進を図ることを目的とし、国の定める被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費実施要綱に基づいて、対象となる障がい児を受け入れる施設に支弁しています。 また、児童養護施設においても同様の加算があり、支弁に係る要件も同様であるため、共通のものとして一体的に見直しを図られるべきものと考えことから、本市としましても国児童担当部局の動向を注視しながら、支援の実態に応じた必要な見直しについて国に対し要望してまいります。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話番号：06-6208-8015

番号	障害児入所施設からの要望事項 9.
項目	校外学習の諸費用や学校内でのクラブ活動に参加する際に必要な物品の購入、試合等の遠征に係る交通費は、現在措置費の支弁がなく施設負担または本人の児童手当を活用しているが、入所年齢によっては児童手当がない児童、また退所の際に係る費用確保の為、できる限り手当の使用は避けたいこともあることから、学校内での郊外学習費用やクラブ活動に係る支弁についても国に要望して頂きたい。なお、「校外学習諸費用」「クラブ活動に係る給付金」を、国が支弁するまでの間については、大阪市独自の支給方法など何らかの手立てを検討いただきたい。 (回答) 障がい児入所施設における措置費については、国が定める要綱に基づき支弁しているところですが、障がい児入所施設に入所する児童が、在籍する義務教育諸学校や特別支援学校において実施する夏季等の林間・臨海学校等や、修学旅行に参加する場合には、それぞれ夏季特別行事費、見学旅行費が支弁の対象となります。そのほか、学校行事や学習の一環として行われる校外学習にかかる諸費用については、通常支弁している教育費等の対象となる場合があります。 また、学校生活で必要な教材等やクラブ活動に参加する際に必要な物品の購入についても、当該クラブの全児童が必ず購入することとなっている用具類であって、学校長が指定するものの購入については、別途教育費として支弁することもあります。遠征費等、当該学校に通うすべての児童が必ず要するものでない場合は、教育費の対象にはなっておりません。 これら障がい児入所施設に措置により入所する障がい児が学校生活に要する諸費用の支弁については、児童養護施設等において定められている措置費の取り扱いと差異があること等から、本市としましては、児童の生活や支援の実態に応じた必要な見直しについて、国に対し引き続き要望してまいります。 なお、大阪市習い事・塾代助成事業につきましては、制度改正により、令和5年10月利用開始分から障がい児入所施設に措置されている小学5年生から中学3年生も対象となり、施設長から交付申請が可能となりました。
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話番号：06-6208-8015

番号	障害児入所施設からの要望事項 10.
項目	児童が、施設から地域移行をする際、障害福祉サービスを利用してグループホームの体験利用をしているが、措置停止により受診券が利用できない。現状は、児童が病気や怪我により通院等をする際、関係機関に連絡等を行い通院している現状である。受診券は、児童福祉法に基づき、児童福祉施設等に入所児童に対して発行している医療費の公費負担制度であることから、措置停止中であっても利用できるよう国に要望していただきたい。
(回答) 受診券による医療費公費負担は、児童の措置入所にかかる費用の支弁であることから、措置が停止されている期間は対象外となります。 一方で、措置児童の円滑な地域移行に際して短期入所やグループホームの体験利用が必要となる場合が多い現状を踏まえ、措置児童が短期入所やグループホームの体験的利用ができるよう制度を創設するよう、今後も引き続き要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話番号：06-6208-8015

番号	障害児入所施設からの要望事項 11.
項目	携帯電話等はさまざまな情報にアクセスするための通信手段として、日常生活において有効なものとなっており、中学生以上の携帯所持率は90パーセントを超え、生徒間の連絡もモバイル端末でのコミュニケーションが一般的になっています。児童養護施設に入所する児童と同じよう、措置費から通信料を支弁できるよう国に要望していただきたい。
(回答) 障がい児入所施設における措置費の支弁に関して、必要な見直しを行うよう国へ要望しているところです。また、見直しに際しては児童養護施設等の児童福祉施設と同様の見直し内容とするよう併せて求めており、今後につきましても必要な要望を行いつつ、国の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話番号：06-6208-8015

番号	障がい児入所施設からの要望事項 12.
項目	法改正や社会的要因があり、障がい児入所施設への入所理由や障がい程度が多様化している。これに伴い職員へ求められる専門性や手厚いケアニーズが高まっているものの、看護師や心理士等専門職の配置、福祉サービスや社会資源の利用においては、かなりの制限がある。また、児童養護施設と比して、小規模ユニット化などの設備整備費は進んでいない。制度上の枠組みは「高齢者施設等」分類されることが多く、他の児童福祉施設と大きく異なっていることで差ができる実情は改善されるべきであることから、まずは福祉型障がい児入所施設の実態把握について国に要望して頂きたい。
(回答) 障がい児入所施設における措置費の支弁に関して、人員体制や加算の算定等、必要な見直しを行うよう国へ要望しているところです。また、見直しに際しては児童養護施設等の児童福祉施設と同様の見直し内容とするよう併せて求めており、今後につきましても必要な要望を行いつつ、国の動向を注視してまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話番号：06-6208-8015

番号	障がい児入所施設からの要望事項 13.
項目	利用者の適切な処遇確保を目的として、児童福祉施設等の職員が出産又は傷病の為、長期にわたって休暇を必要として休業する場合は、産休等代替職員を臨時的に任用する為の補助金が、保育施設や児童養護施設、児童心理治療施設等に存在する。同じ子どもを対象とした施設である為、障害児施設を対象とするよう要望する。
(回答) 現在本市で実施している大阪市児童福祉施設等産休等代替職員雇用支援費につきましては、対象施設種別に障がい児通所施設及び入所施設を含んでおりません。また、以前は民間社会福祉施設産休等代替職員費補助金として、障がい児施設を対象に同様の補助事業を行っていたことがあります。長年事業実績がなかったこと等から事業を廃止した経過があります。また、サービス給付費及び措置費には必要な人員を配置するための費用も含まれていることから、給付費及び措置費を適切に支弁することで利用者の適切な処遇確保のために必要な人員は確保されていると考えております。今後とも、障がい児の適切な処遇確保にかかる取り組みを進めてまいります。	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話番号：06-6208-8015

番号	児童心理治療施設からの要望事項 1.
項目	児童心理治療施設においては、児童に対する心理治療が義務付けられており、児童に専任の心理療法士が配置されている。心理療法については、遊戯療法やカウンセリングなどを実施しているが、概ね特定の日時に週1回個室で行うことが必要となっている。しかしながら、建物の関係で心理治療が実施できるプレイルームなどのスペースの確保が困難な状態となっており、十分な効果があがっているとは言えない現状にある。 効果的な治療を進めるため、プレイルームの整備や増築等の設備費用を求める。
(回答) 本市が所管する児童心理治療施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第72条に基づき、遊戯室（プレイルーム）を設置しております。 しかしながら、既存施設を改修し児童心理治療施設を設置したことなど建物上の制約もあり、プレイルームスペースの確保が困難な状況となっております。 新たにスペースを確保するためには、施設の増改築や新たな用地の確保等、種々の課題があることから、今後、施設の整備計画とも合わせて検討してまいりたいと考えております。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8292

番号	児童心理治療施設からの要望事項 2.
項目	入所事業については職員配置基準の見直しが行われ一定の改善が行われた。 厚労省は、情短施設の通所事業について、地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要と位置付けているが、職員配置基準の見直しは行われなかった。 通所機能の活用として、児童養護施設の入所児童の二重措置は認められたが、このことだけでは、地域のこども＝通所児童への治療・支援の充実強化が見込める状況にはない。 一方で通所が必要な児童が障害児デイケアと併用できないなど弊害が出てきている。 通所機能を最大限活用するためには、アウトリーチ型の支援が重要といえ、それに見合うための職員配置基準の改正が急務であり、そのための予算措置を求める。
	(回答) 本市においては、国の定める最低基準及び加算職員等の配置状況に基づき措置費保護単価を決定するとともに、併せて本市単独の加算制度である児童養護施設等入所（者）処遇向上援護費により国の定める基準に比して一定の改善を図っているところです。 職員配置の改善につきましては、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望していきたいと考えています。 なお、令和3年度より、心理療法を行う必要があると認められた地域のこどもに対する支援として、児童養護施設等において、心理療法担当職員を加配しアウトリーチ型の支援を行えるようになっております。
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8292

番号	児童心理治療施設からの要望事項 3.
項目	児童心理治療施設には、感情統制力の困難さを有する児童が多く入所している。感情統制力を失い、興奮している子どもは自力で落ち着くことは難しく、自傷他害へ至ることが多い。この場合、まずその子どもを“刺激から離す”方法が有効であり、児童自身の対処スキルを増やすことも期待でき、生活の安全性も高められ、より治療的な環境を整えられる。 このように刺激が少なく、自傷他害に及ばない環境ともなり得るクールダウン室の設置は必要不可欠で、他の地方自治体においても児童心理治療施設には必ず配置されている現状がある。 しかし、大阪市管轄内の指定管理で運営されている児童心理治療施設が委託時に、必要なクールダウン室が未整備で心配な状態が続いている。 大阪市の責任として、児童の安全確保に加え職員の安全のためにもクールダウン室の設置を求める。
	(回答) 本市としても、感情統制力を失い興奮している子どもに対し、クールダウン室の設置は有効であると考えております。 この間、指定管理者との協議によりクールダウン室として転活用していただいたものがありますが、建物上の制約がある中、新たなスペースの確保が困難な状況となっております。 今後もスペースを確保できるよう施設内の部屋の転活用などについて指定管理者と協議を進めるとともに、施設の整備計画とも合わせて検討してまいりたいと考えております。
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8292

番号	児童心理治療施設からの要望事項 4.
項目	児童心理治療施設では里親不適合を起こした児童の入所が増えている。高機能化、多機能化を求められる中、今後児童心理治療施設にも、里親支援専門相談員を配置し、里親育成の実習の受入れや、発達障害を抱えた児童対応への相談・助言を行うなど、地域における包括的な里親支援体制に加わる必要性がある。里親支援専門相談員の配置を求める。
(回答) 平成 24 年に早期の家庭復帰等を支援する体制強化と被虐待児童等に対する適切な援助体制を確保するため、各施設において家庭支援専門相談員等の配置が行われましたが、児童心理治療施設において、里親支援専門相談員の配置はありません。児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせるとしてありますが、心的外傷等を抱える児童の里親不適合の増加傾向や施設での他の相談員との役割分担、対応状況などを勘案しつつ里親支援専門相談員の配置に係る国の動向などを注視してまいります。	
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8292

番号	児童心理治療施設からの要望事項 5.
項目	近年、益々施設利用児童の支援内容は複雑で多様化している。全国的な調査でも児童心理治療施設の入所児童は、ほとんどの子どもが虐待を体験しており、自閉症スペクトラムと診断される子どもは約4割、多動性障害を疑われる子どもも多い。児童養護施設や里親、児童自立支援施設からの措置変更も増えており、感情のコントロールが著しく身に付いておらず、激しい暴言・暴力へと一気に行動化するケースが増えている。また日常生活指導上も身辺自立（排泄の支援が必要）が儘ならない子どもや障がいサービスの利用が望ましい子どももあり、精神科薬の服薬率も6割を超えている。 しかしながら、直接支援職員の配置基準が3：1となっているものの、地域小規模児童養護施設ではほぼ1：1にまで引き上げられたことを考慮すると、日常生活支援を正常に送ることのできる人員の配置とはいえない。児童心理治療施設では日常生活においても心理治療を実施しており、より専門性の高い心理治療を実践するためには直接支援職員の増員が必須といえる。措置費への上乗せは全国規模で要求しているが、大阪市の管轄という大都市型でハイリスクなケースを沢山扱う土地柄を充分ご理解頂き、先ず現在の配置基準を上乗せした直接支援職員の大幅な増員（大阪市独自で市単費の加配）を求めるものである。
	（回答） 本市においては、国の定める最低基準及び加算職員等の配置状況に基づき措置費保護単価を決定するとともに、併せて本市単独の加算制度である児童養護施設等入所（者）処遇向上援護費により国の定める基準に比して一定の改善を図っているところです。 職員配置の改善につきましては、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望していきたいと考えています。
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8292

番号	児童心理治療施設からの要望事項 6. 職員のメンタルヘルス対策について
項目	入所児童の抱える課題が重篤かつ複雑化している状況を背景に、個別の生活支援や指導・訓練が必要な子どもが増え続け、職員の傷つきやストレスによる休退職は増えており、人材の確保・定着・育成は喫緊の課題となっているが、施設・法人単独での対応では追い付かない状況となっている。人材不足は子どもへの支援・治療低下へ直結する問題であり、これ以上バーンアウト職員を増やさないためにも育成支援やメンタルヘルス対策を大阪市として講じていただきたい。 (回答) 児童養護施設等職員の人材確保と育成を目的としましては、職員の人材確保、資質向上のための研修事業として、実習生への指導のため、代替職員の雇用や職員の資質向上のための研修の参加費用についての補助事業を実施しております。 また、人材確保策として職員の処遇改善は一定の効果があると考えますが、措置費において、社会的養護を担う施設及び事業所に従事する職員の処遇を改善するため、収入を月額9,000円引き上げるための措置として令和4年2月から実施しておりました社会的養護従事者処遇改善事業が、令和4年10月から社会的養護従事者処遇改善加算として位置づけられ、引き続き社会的養護処遇改善加算の実施と併せて、施設職員の処遇改善が図られているところです。 しかしながら、まだまだ人材が不足している状況をふまえ、国に対し、引き続き職員処遇のさらなる改善や施設職員の人材確保のための支援策につきまして、他都市とも連携しながら、働きかけを行ってまいります。
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8050

番号	児童心理治療施設からの要望事項 7. 高校生の塾代・進学等の増額について
項目	施設からの進学率も増えている中、高校生も塾に通う高校生も増えている。 高校生の進学に関する塾費は一般的に考えても高額で、現在の補習費は高校3年生25,000円で高校1・2年生は20,000円では、到底賄うことはできず、施設からの持ち出しとなっている。学習塾費として中学生同様入学金、授業料、模試代、教材費、長期休みの講習費に係る実費が全て支弁対象となるようにしていただきたい。
	(回答) 現状、高校生の塾代に対して、措置費の支弁が不足しているケースがあることやその不足分を施設が持ち出していることは認識しており、こどもが将来の自立に向けて必要な力を身に付ける機会を確保するため、上限のない実費額の支弁について、引き続き国に対して要望してまいります。
担当	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 電話：06-6208-8356